

## 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用料の誤徴収について

宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料については、市内居住者等（市内居住者、市内在勤者、市内在学者、市内所在企業・団体等）とそれ以外の区分は設けていないにもかかわらず、今般、市内居住者等以外の使用料について、本来の使用料の 2 倍の額を誤徴収していた事実が判明いたしました。

関係各位にお詫び申し上げますとともに、今後について、下記のとおり対応したいと考えておりますのでご報告いたします。

### 記

#### 1. 概要

黄檗公園など宇治市運動施設に京都府・市町村共同施設案内予約システムを導入(平成 20 年度)した際に、宇治市巨椋ふれあい運動ひろばは、市内居住者等とそれ以外の方の使用料は同一にもかかわらず、他施設と同様に市内居住者等以外の使用料を市内居住者等の 2 倍と設定していました。

令和 4 年度から、利用料金制を導入するにあたり、誤徴収の事実が判明したものです。

#### 2. 返還対象

地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年間遡及

対象期間：平成 29 年 4 月～令和 4 年 4 月

対象者数：14 団体・個人

件 数：212 件

返還金額：328,050 円

#### 3. 今後の対応について

誤徴収した使用料については、本来の使用料との差額相当分の返還を行うとともに、再発防止の徹底を図ることといたします。

再発防止策といたしまして、市及び指定管理者において、改めて、条例、規則等の確認を行い、その遵守を徹底いたします。また、公共施設利用者登録カードの設定について、適正な修正を行います。

## 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例（抜粋）

## （使用料）

第 5 条 第 2 条第 1 項の規定により施設の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1 時間につき当該各号に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。この場合において、当該使用が 1 時間未満のとき、又は当該使用に 1 時間未満の端数が生じたときは、これらをそれぞれ 1 時間とみなす。

- (1) 施設の全部を使用する場合 1,600 円
- (2) 施設の 2 分の 1 を使用する場合 800 円

## 宇治市都市公園条例（抜粋）

## 別表第 1(第 8 条、第 11 条関係、第 13 条の 2 関係) 備考内

5 有料公園施設(一般使用に係る西宇治公園及び黄檗公園のプール並びに植物公園の駐車場を除く。)の使用者が次の各号に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、この表に定める額に 1 を乗じて得た額を加算する。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所、各種団体等に勤務する者
- (3) 市内に所在する中学校、高等学校、特別支援学校の中学部及び高等部、学校教育法第 1 条に規定する大学(以下「大学」という。)、同法第 124 条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。)その他これらに準ずる施設のうち市長が認めるものに在学する者
- (4) 市内に所在する事業所、各種団体等